

平成30年度 防災保守第15号 直流電源装置及び空調設備点検保守委託契約書(案)

宮崎県(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、直流電源装置及び空調設備の点検保守業務(以下「委託業務」という。)を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

(委託期間)

第2条 委託業務の委託期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

(委託料)

第3条 委託業務の委託料(以下「委託料」という。)は、金 円(消費税及び地方消費税額金 円を含む。)とする。

2 前項の規定により甲が支払う委託料の支払額の内訳については、次のとおりとする。

年度	区分	金額
平成30年度	4月～9月分	金 円
	10月～3月分	金 円

(契約保証金)

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金 円を甲に納付しなければならない。(契約保証金は、免除する。)

2 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

(委託業務の処理方法)

第5条 委託業務の対象となる機器(以下「機器」という。)は、別紙1のとおりとする。

2 乙は、委託業務の実施に当たり、別紙2の定期点検実施要領(以下「要領」という。)により、機器が常に良好な動作状態を保つように定期点検を行うとともに、甲から故障発生の通知を受けた場合は、直ちに修理調整を行わなければならない。

3 甲は、必要に応じ検査員を派遣して前項の処理の検査を行うものとする。

4 本業務を遂行するに当たり、技術・システム上不明な点は、乙が解決を図るものとする。

(代替部品を含む保守部品調達に伴う製造業者との連絡調整等を含む。)

(保守従事者)

第6条 乙は、委託業務の実施に当たり、乙の従業員のうちから委託業務に従事する者(以下「保守従事者」という。)を選任し、その者の経歴書を甲に提出し甲の承諾を受けなければならない。

2 乙は、非常災害時の故障発生に備え、保守従事者の連絡先を明確にしなければならない。

(保守材料及び保守工具等)

第7条 委託業務に使用する材料及び部品は、当該設備に支障を生じないものでなければならない。

2 前項の材料及び部品は、乙の負担とする。ただし、当該設備の修理に関する費用負担については、別記1のとおりとする。

3 乙は、委託業務に使用する保守用工具を備えるものとし、設備に附属している甲の所有する保守工具を使用するときは、あらかじめ、甲の承認を受けなければならない。

4 乙は、委託業務に使用する保守用測定器類を備えるものとし、甲の所有する保守用測定器類を使用するときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

(定期保守の実施計画表の提出)

第8条 乙は、定期保守の実施計画表を作成し、甲に提出し、承認を受けなければならない。

2 乙は、前項の実施計画表を変更しようとするときは、あらかじめ、甲の承認を受けなければならない。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により、委託業務の一部を第三者に再委託する場合は、一部再委託申請書を甲に提出してその承認を得なければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第10条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

(実地調査等)

第11条 甲は、必要があると認められるときは、委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(成果品等の提出)

第12条 乙は、委託業務を完了したときは、直ちに成果品及び業務の成果に関する報告書(以下「成果品等」という。)を甲に提出しなければならない。

2 乙は、前号の規定による成果品等として、「保守実施報告書」を取りまとめ、速やかに甲に提出しなければならない。

3 甲は、成果品等を受領したときは、その内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に通知するものとする。

4 乙は、前項の規定による不合格の旨の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。前3項の規定は、この項の規定による補正について準用する。

5 第3項(前項後段において準用する場合を含む。)の検査及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

(委託料の請求及び支払)

第13条 乙は、甲から前条第3項(同条第4項後段において準用する場合を含む。)の規定による合格の旨の通知があったときは、甲に委託料の支払請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

3 甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に委託料の全部又は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

(契約の解除)

第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がその責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。

(2) 乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

2 甲は、前2項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その損害の責めを負わないものとする。

3 乙が次のいずれかに該当する場合には、この契約を解除するものとする。

ア 役員等（役員又はその支店若しくは常時設備維持管理業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。

エ 資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからウまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

オ 乙が、アからウまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（エに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（損害賠償）

第15条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 乙は、甲の設備等に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

（秘密の保持）

第16条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

（個人情報の保護）

第17条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記2個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

（著作権）

第18条 乙は、委託業務の履行に当たって、第三者の著作権を侵害してはならない。

2 乙は、甲から第9条第2項の検査（同条第3項後段において準用する場合を含む。）に合格した旨の通知を受けた日をもって成果品の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を甲に無償で譲渡し、以後、著作者人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいう。）を主張しないものとする。

3 前項の成果品の全部又は一部に乙が従前から保有する著作権その他の知的財産権が含まれていた場合は、前項の規定にかかわらず、当該知的財産権は乙に帰属する。この場合において、甲は、成果物を利用するために必要な範囲内に限り、これを無償かつ非独占的に利用することができる。

4 成果品に係る著作権について第三者と紛争が生じたときは、乙は、直ちにこれを甲に報告し、乙の責任と費用負担において解決するものとする。

（費用の負担）

第19条 第7条第2項に規定するもののほか、この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

（協議）

第20条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第6章の定めるところによるものとし、この契約に定める

事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年4月1日

甲 宮 崎 県
宮崎県知事 河野 俊嗣

乙

別記 1

修理に関する費用負担区分

修理の種類	甲	乙
自然災害（台風・落雷・地震・火災等）によるもの		
点検時に確認された故障で同時に修理が可能なもの		
点検時に確認された故障で別途修理が必要なもの		
甲の管理瑕疵あるいは甲の都合によるもの		
乙の管理瑕疵によるもの		
上記以外のもの	甲乙協議による	

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第 1 乙は、個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。))をいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密等の保持)

第 2 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(収集の制限)

第 3 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

2 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外のものから収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第 4 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(適正管理)

第 5 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第 6 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第 7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託してはならない。

(資料の返還等)

第 8 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第 9 乙は、委託業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(事故報告)

第 10 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

委託対象機器 (その1)

区分	無線局名称	設 備 名	規 格 ・ 容 量 等
直 流 電 源 装 置	1 県庁 (無線室)	直流電源装置	48V 200A 700Ah (陰極吸収式シール形鉛)
		無停電電源装置	100V 20kVA × 2、100V 15kVA × 1
	2 県庁 (災害対策本部)	無停電電源装置	100/200V 20kVA
		無停電電源装置	100V 5kVA
	3 串間総合庁舎	直流電源装置	48V 75A 200Ah (陰極吸収式シール形鉛)
		無停電電源装置	100V 3kVA
	4 日南総合庁舎	直流電源装置	48V 75A 200Ah (陰極吸収式シール形鉛)
		無停電電源装置	100V 3kVA
	5 都城総合庁舎	直流電源装置	48V 50A 150Ah (陰極吸収式シール形鉛)
		無停電電源装置	100V 3kVA
	6 小林総合庁舎	直流電源装置	48V 50A 150Ah (陰極吸収式シール形鉛)
		無停電電源装置	100V 3kVA
	7 高岡土木事務所	直流電源装置	48V 50A 150Ah (陰極吸収式シール形鉛)
		無停電電源装置	100V 3kVA
	8 西都総合庁舎	直流電源装置	48V 50A 200Ah (陰極吸収式シール形鉛)
		無停電電源装置	100V 3kVA
	9 高鍋総合庁舎	直流電源装置	48V 40A 200Ah (陰極吸収式シール形鉛)
		無停電電源装置	100V 3kVA
	10 日向総合庁舎	直流電源装置	48V 75A 200Ah (陰極吸収式シール形鉛)
		無停電電源装置	100V 3kVA
	11 延岡総合庁舎	直流電源装置	48V 60A 200Ah (陰極吸収式シール形鉛)
		無停電電源装置	100V 3kVA
	12 西臼杵支庁	直流電源装置	48V 60A 300Ah (陰極吸収式シール形鉛)
		無停電電源装置	100V 3kVA
	13 高畑山中継局	直流電源装置	48V 75A 200Ah (陰極吸収式シール形鉛)
	14 鷓戸中継局	直流電源装置	48V 70A 300Ah (陰極吸収式シール形鉛)
	15 鰐塚山中継局	直流電源装置	48V 150A 800Ah (陰極吸収式シール形鉛)
	16 大森山中継局	直流電源装置	48V 90A 800Ah (陰極吸収式シール形鉛)
	17 吹山中継局	直流電源装置	48V 80A 500Ah (陰極吸収式シール形鉛)
	18 畑倉中継局	直流電源装置	48V 100A 600Ah (陰極吸収式シール形鉛)
19 天包山中継局	直流電源装置	48V 90A 500Ah (陰極吸収式シール形鉛)	
20 清水岳中継局	直流電源装置	48V 150A 700Ah (陰極吸収式シール形鉛)	
21 遠見山中継局	直流電源装置	48V 110A 300Ah (陰極吸収式シール形鉛)	
22 速日峰中継局	直流電源装置	48V 80A 300Ah (陰極吸収式シール形鉛)	
23 榊形山中継局	直流電源装置	48V 60A 300Ah (陰極吸収式シール形鉛)	
24 鏡山中継局	直流電源装置	48V 70A 300Ah (陰極吸収式シール形鉛)	
25 烏帽子岳中継局	直流電源装置	48V 60A 200Ah (陰極吸収式シール形鉛)	
26 上椎葉中継局	直流電源装置	48V 75A 300Ah (陰極吸収式シール形鉛)	
27 えびの中継局	直流電源装置	48V 40A 300Ah (陰極吸収式シール形鉛)	
28 土然ヶ丘中継局	直流電源装置	48V 40A 200Ah (陰極吸収式シール形鉛)	
29 天ヶ城公園中継局	直流電源装置	48V 10A 150Ah (陰極吸収式シール形鉛)	
30 白木八重中継局	直流電源装置	48V 40A 200Ah (陰極吸収式シール形鉛)	

委託対象機器 (その2)

区分	無線局名称	設 備 名	規 格 ・ 容 量 等
空調設備	1 県庁 (統制局)	エアコン	ダイキン工業(株) SHY63DB 2台
		エアコン	ダイキン工業(株) FHYP140P 4台
	2 県庁 (無線室)	エアコン	三菱電機(株) PC-J112FKE-ST 2台
		エアコン	(株)日立 PSC-5S 6台
	3 県庁 (災害対策本部)	エアコン	(株)日立 PC-2H2 2台
		除湿機	三菱電機(株) LGF-40LM 8台
		エアコン	ダイキン工業(株) SZRA45BAT 2台
	4 大森山中継局	除湿機	三菱電機(株) KFH-08R-W 1台
	5 鱒塚山中継局	除湿機	三菱電機(株) KFH-08R-W 1台
	6 遠見山中継局	除湿機	三菱電機(株) KFH-08R-W 1台
	7 畑倉中継局	除湿機	三菱電機(株) KFH-08R-W 1台
	8 清水岳中継局	エアコン	三菱電機(株) PCZ-SRP63SKD 2台
	9 吹山中継局	除湿機	三菱電機(株) KFH-08R-W 1台
	10 烏帽子岳中継局	除湿機	三菱電機(株) KFH-08R-W 1台
	11 鵜戸中継局	除湿機	三菱電機(株) KFH-08R-W 1台
	12 榊形山中継局	除湿機	三菱電機(株) KFH-08R-W 1台
	13 天包山中継局	除湿機	三菱電機(株) KFH-08R-W 1台
	14 速日峰中継局	除湿機	三菱電機(株) KFH-08R-W 1台
	15 高畑山中継局	除湿機	三菱電機(株) KFH-08R-W 1台
	16 鏡山中継局	除湿機	三菱電機(株) KFH-08R-W 1台
	17 上椎葉中継局	除湿機	三菱電機(株) KFH-08R-W 1台
	18 土然ヶ丘中継局	エアコン	三菱電機(株) PKZ-ERP63SKF 1台
	19 天ヶ城公園中継局	エアコン	(株)日立 RAS-AP40EHJ1 1台
	20 日南総合庁舎	エアコン	三菱電機(株) PC-CRMP112KM 1台
	21 串間総合庁舎	エアコン	ダイキン工業(株) RZZP112CBE 1台
	22 都城総合庁舎	エアコン	三菱電機(株) PC-J112FKE-ST 1台
	23 小林総合庁舎	エアコン	東芝キャリア(株) ACEA11275M 1台
	24 高岡土木事務所	エアコン	東芝キャリア(株) APAC16021SM 1台
	25 西都総合庁舎	エアコン	三菱電機(株) PCH-4C1 1台
26 高鍋総合庁舎	エアコン	東芝キャリア(株) ACRA05685JM4 1台	
27 日向総合庁舎	エアコン	三菱電機(株) PK-CRP80SKE 2台	
28 延岡総合庁舎	エアコン	ダイキン工業(株) FHP80BA 1台	
29 西臼杵支庁	エアコン	三菱電機(株) PC-J112FKE-ST 1台	

定期点検実施要領

1 適用

この要領は、直流電源装置及び空調設備保守点検業務に適用する。

2 点検内容

機器の保守は、定期点検及び臨時点検とし、次のとおり行う。

ア 定期点検

別紙 3「点検項目及び点検回数」に従い行う。

イ 臨時点検

機器が故障した場合、直ちに修理を実施する。

3 点検項目

別紙 3「点検項目及び点検回数」のとおりとする。

4 保守点検時の注意

ア 点検に当たっては、甲と緊密な連絡を取り、熟練した技術者により機器本来の性能を十分発揮できるように行う。

イ 当該機器は、常時運用状態にあるので、保守点検に際して装置を一時的に停止させる場合には、停止時間を必要最小限度にとどめなければならない。

5 書類の提出

ア 実施工程表

定期点検を実施する 2 週間前までに提出し、承認を得ること。

イ 長期休暇時の連絡先

大型連休、夏季休暇、年末年始等の長期休暇時には、事前に緊急連絡先及び体制表等を提出すること。

点検項目及び点検回数

機器	区分	項目	点検内容	
(陰極吸収式シール形鉛蓄電池) 直流電源装置	6 ヵ月 点検	ア 浮動充電中の蓄電池総電圧	0.5級の電圧計で蓄電池総電圧を測定する。 盤面の電圧計で電圧値の指示をみる。	
		イ 浮動充電中の各蓄電池	各蓄電池の電圧を測定する。	
		ウ 蓄電池などの外観	電槽、ふたに亀裂、変形などの損傷および漏液の有無をみる。ほこりなどによる汚損の有無をみる。キュービクル、架台、接続板、接続線、端子などの発錆の有無をみる。	
	1 2 ヵ月 点検	ア 浮動充電中の蓄電池総電圧	0.5級の電圧計で蓄電池総電圧を測定する 盤面の電圧計で電圧値の指示をみる。	
		イ 浮動充電中の各蓄電池	各蓄電池の電圧を測定する。	
		ウ 蓄電池などの外観	電槽、ふたに亀裂、変形などの損傷および漏液の有無をみる。ほこりなどによる汚損の有無をみる。キュービクル、架台、接続板、接続線、端子などの発錆の有無をみる。	
		エ 接続部	ボルト、ナットのトルク値確認	
無停電電源装置 (統制局用)	6 ヵ月 点検	ア 外観、目視点検	部品類で変色、腐食しているものは無いか点検する。特に腐食性ガスや湿気の多い場所に設置されている場合は注意する。部品類で変形しているものが無いか点検する。特にコンデンサのふくらみ等に注意する。	
		イ 配電盤内部のほこり及び汚れの点検	盤内部のほこりや汚れの状態を点検する。	
		ウ コンデンサの温度上昇の点検	温度計にて電解コンデンサ、REC - UNIT C4,C5 INV - UNIT C1,C2の任意の2箇所温度上昇を測定する。温度計にてACフィルタのコンデンサ、REC - UNIT C1~C3 INV - UNIT C3,C4の温度上昇を測定する。	
		エ コンデンサの油漏れ点検	コンデンサの油漏れが無いかを点検する。	
		オ 予備品の点検	予備品に欠品しているものが無いか点検する。	
	1 2 ヵ月 点検	ア 外観、目視点検	部品類で変色、腐食しているものは無いか点検する。特に腐食性ガスや湿気の多い場所に設置されている場合は注意する。部品類で変形しているものが無いか点検する。特にコンデンサのふくらみ等に注意する。	
		イ 配電盤内部のほこり	盤内部のほこりや汚れの状態を点検、及び汚れの点検	
		ウ コンデンサの温度上昇の点検	温度計にて電解コンデンサ、REC - UNIT C4,C5 INV - UNIT C1,C2の任意の2箇所温度上昇を測定する。温度計にてACフィルタのコンデンサ、REC - UNIT C1~C3, INV - UNIT C3,C4の温度上昇を測定する。	
		エ コンデンサの油漏れ点検	コンデンサの油漏れが無いかを点検する。	
		オ ネジの締め付け部分	配線の接続部、端子台、ヒューズ等のネジ部分でゆるみが生じていないか点検する。	
		カ 保護シーケンス及び切替シーケンスの点検	模擬動作試験を実施し動作を確認する。	
		キ 予備品の点検	予備品に欠品しているものが無いか点検する。	
	小型無停電電源装置 (支部局用)	6 ヵ月 点検	ア 直流電圧の測定	0.5級計器を使用する。
		1 2 ヵ月 点検	ア 盤内及び各種部品の清掃	
イ 運転、停止を数回繰り返して行う			異常の有無	
ウ 警報回路の接点			シーケンス異常の有無	
エ 導体接続部のゆるみ			ゆるみ、発熱部分の有無	
点検				

点検項目及び点検回数

機器	区分	項目	点検内容
エアコン	毎回	(1)フィルタの清掃	
		(2)ドレン管の清掃	
		(3)動作確認	
		(4)ガス圧チェック	
		(5)室外機周りの点検	
		(6)冷媒管の点検	
除湿機	毎回	(1)フィルタの清掃	
		(2)ドレン管の清掃	
		(3)動作確認	
		(4)ガス圧チェック	
		(5)電源系統の確認	

設置場所

無線局名称	所在地
1 県庁	宮崎市橘通東2-10-1
2 串間総合庁舎	串間市大字西方銭亀8970-4
3 日南総合庁舎	日南市大字戸高字宮前84
4 都城総合庁舎	都城市北原町24-21
5 小林総合庁舎	小林市細野367-2
6 高岡土木事務所	宮崎市高岡町内山3100
7 西都総合庁舎	西都市大字三宅字下鶴9451
8 高鍋総合庁舎	児湯郡高鍋町大字北高鍋字中須の三3870
9 日向総合庁舎	日向市中町2-14
10 延岡総合庁舎	延岡市愛宕町2-15
11 西臼杵支庁	西臼杵郡高千穂町大字三田井字尾迫原22番地
12 高畑山中継局	串間市大字本城黒仁田国有林2072く林小班
13 鶴戸中継局	日南市大字宮浦5468
14 鱈塚山中継局	宮崎市田野町本田野国有林70八林小班
15 大森山中継局	小林市須木柚園国有林51い2林小班
16 吹山中継局	西都市大字南方字鳥の巣183-1
17 畑倉中継局	児湯郡都農町大字川北川北尾鈴国有林1011イ林小班
18 天包山中継局	児湯郡西米良村大字小川字木浦506-3
19 清水岳中継局	東臼杵郡椎葉村大字松尾字松尾国有林251口林小班
20 遠見山中継局	東臼杵郡門川町大字庵川字谷山5548-3
21 速日峰中継局	延岡市北方町早中巳第一速日峰国有林122は林小班
22 榊山中継局	西臼杵郡五ヶ瀬町大字桑野内字栗の谷2100-1
23 鏡山中継局	延岡市須美江町1126-1
24 烏帽子岳中継局	西臼杵郡高千穂町大字向山字大岩の元3474
25 上椎葉中継局	東臼杵郡椎葉村大字下福良字上椎葉1826-244
26 えびの中継局	えびの市大字末永1489番地
27 土然ヶ丘中継局	小林市野尻町大字三ヶ野山
28 天ヶ城公園中継局	宮崎市高岡町内山
29 白木八重中継局	児湯郡木城町大字石河内